

新旧対照表

○県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年千葉県条例第九十四号） 令和六年十月十八日施行

改正後	改正前
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第三条 法第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項に規定する条例で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十一 略</p> <p>十二 省令第十四条第三号の規定により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>2 略</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第三条 法第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項に規定する条例で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十一 略</p> <p>十二 省令第十四条第三号の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>2 略</p>

○県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年千葉県条例第九十四号） 令和七年四月一日施行

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例における用語の意義は、法及び水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）の例による。</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第三条 法第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項に規定する条例で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(削る。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例における用語の意義は、法、水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）及び水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号。以下「省令」という。）の例による。</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第三条 法第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項に規定する条例で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学科若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学科及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（削る。）

（削る。）

（削る。）

四 前三号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、第二号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については六年以上、前号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（削る。）

三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 第一号又は第二号の規定による卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第一号の規定による卒業者にあつては一年以上、第二号の規定による卒業者にあつては二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

六 第一号から第四号までに規定する学校に相当する外国の学校においてそれぞれ当該各号に規定する学科目又は課程に相当するものを修めた後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

七 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

八 第一号、第三号又は第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については六年以上、第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

九 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

十 第一号、第三号又は第四号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目

(削る。)

(削る。)

六 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として規則で定める者

2 一日最大給水量が一万立方メートル以下である専用水道についての前項の規定の適用については、同項第一号中「三年以上」とあるのは「一年六月以上」と、同項第二号中「五年以上」とあるのは「二年六月以上」と、同項第三号中「七年以上」とあるのは「三年六月以上」と、同項第四号中「四年以上」とあるのは「一年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第五号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(削る。)

を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、第一号に規定する学校を卒業した者については五年以上、第三号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については七年以上、第四号に規定する学校を卒業した者については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

十一 第八号又は前号に規定する学校に相当する外国の学校においてそれぞれ当該各号に規定する学科目に相当する学科目を修めた後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

十二 省令第十四条第三号の規定により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
(新設)

2 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道についての前項の規定の適用については、同項第一号中「一年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「三年」とあるのは「一年六箇月」と、同項第三号中「五年」とあるのは「二年六箇月」と、同項第四号中「七年」とあるのは「三年六箇月」と、同項第五号中「一年以上」とあるのは「六箇月以上」と、「二年」とあるのは「一年」と、同項第六号中「年数」とあるのは「年数の二分の一」と、同項第七号中「一年」とあるのは「六箇月」と、同項第八号中「四年」とあるのは「二年」と、「六年」とあるのは「三年」と、「八年」とあるのは「四年」と、同項第九号中「十年」とあるのは「五年」と、同項第十号中「五年」とあるのは「二年六箇月」と、「七年」とあるのは「三年六箇月」と、「九年」とあるのは「四年六箇月」と、同項第十一号中「年数」とあるのは「年数の二分の一」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十三年三月三十日前に水道法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第九十九号）による改正前の省令第十四条第三号（同令第

(削る。)

五十四条において準用する場合を含む。)に規定する講習を修了している者については、第三条第一項第十二号に規定する者とみなす。

3 平成十六年三月三十一日前に水道法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年厚生労働省令第三十六号)による改正前の省令第十四条第三号の指定を受けている者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者は、第三条第一項第十二号に規定する者とみなす。